

## (2) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化

# 1 令和元年度における活動報告

## (1) 活動団体数

- ・ 75団体（令和2年3月31日現在）

## (2) 主な活動内容

- ・ 街頭や各種イベント時の啓発の活動実施（啓発ティッシュの配布等）
- ・ のぼり、ポスターの掲示
- ・ 定期的な清掃活動の実施 等

## (3) 延べ参加人数

- ・ 98,508人

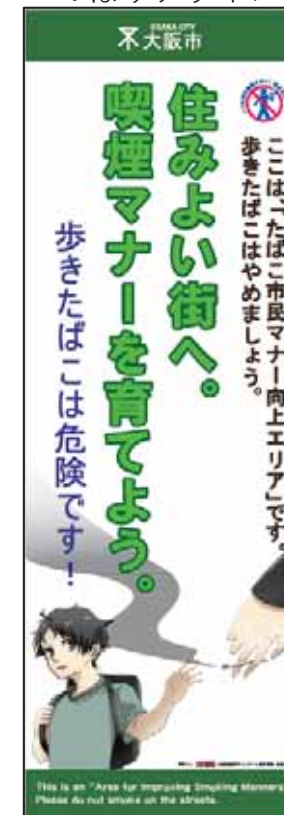
## (4) 活動報告

- ・ 活動回数、活動内容、参加人数を市環境局へ報告（年1回）

## (5) 啓発物品

- ・ 市環境局よりポケットティッシュ、ポスター、のぼり等啓発物品を提供（年1回）

のぼりデザイン



ポケットティッシュデザイン



## 2 活動団体交流会の実施

大阪市では、市内で活動されている「たばこ市民マナー向上エリア」の活動団体の交流を深め、今後の活動の参考にさせていただくために、交流会を実施しています。

### (1) 開催日時・場所

- ・平成31年4月24日（水）14時～ 市環境局第1会議室

### (2) 参加団体

- ・活動団体：18団体
- ・たばこ事業者：3団体（日本たばこ産業（株）、フィリップモリス・ジャパン合同会社、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社）

### (3) 交流会内容

- ・活動団体から前回交流会（H30年10月）において要望があった、たばこ事業者の社会貢献活動を紹介。
- ・「大阪市路上喫煙防止指導員」の日常の指導状況について、指導員が寸劇で紹介。

### (4) 交流会場の様子



## (3) 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定

# 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）について（案）

## 1 これまでの取り組み

- 平成18年～ 路上喫煙対策事業開始  
環境事業局、健康福祉局、危機管理室、消防局（当時）の4局共同で、新たに道路などの公共の場における喫煙マナーの向上に向けた普及啓発活動を実施
- 平成19年4月1日 『路上喫煙の防止に関する条例』施行
- 平成19年4月25日 『路上喫煙対策委員会』開催  
『路上喫煙禁止地区』の指定又は変更若しくは解除について、並びに路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について調査審議
- 平成19年6月28日 『路上喫煙対策委員会』開催  
『路上喫煙禁止地区の指定について』（答申）

### 【大阪市路上喫煙対策委員会答申】

- 周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域
- 通行者数が比較的多い地域
- 大阪を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高い地域
- 明確性を確保できる地域

- 平成19年7月4日 「路上喫煙禁止地区」指定  
御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定
- 平成19年10月1日 「路上喫煙禁止地区」における過料（1,000円）徴収開始
- 平成20年度～ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始  
地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に、本市が支援や協働し、地域社会におけるマナー意識を高め安心、安全で快適なまちづくりを進める全国初の取り組み
- 平成24年12月21日 『路上喫煙対策委員会』開催  
『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』（諮問）
- 平成25年6月11日 『路上喫煙対策委員会』開催  
『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』（答申）

### 【大阪市路上喫煙対策委員会答申】

- 駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。
- 禁止地区の区域（範囲）については、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本的に検討・調整されたい。

- 平成27年2月1日 都島区京橋地域を禁止地区指定、過料徴収開始
- 平成31年2月1日 中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を禁止地区指定、過料徴収開始
- 令和2年2月1日 北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域を禁止地区指定、過料徴収開始

## 2 「路上喫煙禁止地区」の指定に係る手続き

- ①区長が路上喫煙禁止地区を選定
  - ・ 地元、関係団体への説明及び調整
  - ・ 「区政会議」などに諮り、区民・事業者の意見とまとめる
- ②大阪市路上喫煙対策委員会の開催  
（関係局：環境局・健康局・危機管理室・消防局・当該区役所）
  - ・ 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（諮問）
- ③パブリックコメントの実施・集約
- ④「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について答申後、告示
- ⑤路上喫煙禁止地区指定（過料徴収）

## 3 今後のスケジュールについて（予定）



## 4 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（案）の考え方

- ・ 近年、大阪には国内外から多くの観光客が訪れており、2025年日本国際博覧会の大阪・関西での開催など、今後ますます大阪への来訪者の増加が見込まれる中、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題となっている。
- ・ 長堀、心斎橋、南船場エリアの「長堀通り」では、地元自治会（芦池連合、渥美連合、大宝連合、御津連合）や地元団体（御堂筋・長堀21世紀の会等）が35年にわたり定期的に清掃活動や路上喫煙の啓発活動を行ってきた地域であり、禁止地区指定が路上喫煙対策の実効性を高めるものと考えている。
- ・ また、こども本の森中之島周辺については文化・集客ゾーンである中之島の魅力をさらに高めるため両地域を路上喫煙禁止地区に指定する。

### 【長堀通り地域禁止地区指定の考え方及び経過】

令和元年9月 地元自治会や地元団体から、喫煙者のさらなるマナーの向上及び街のさらなるイメージアップを図るため、長堀、心斎橋、南船場エリアの「長堀通り」を路上喫煙禁止地区に指定するよう要望。

令和元年12月 中央区区政会議において「長堀通り」を路上喫煙禁止地区に指定について報告。

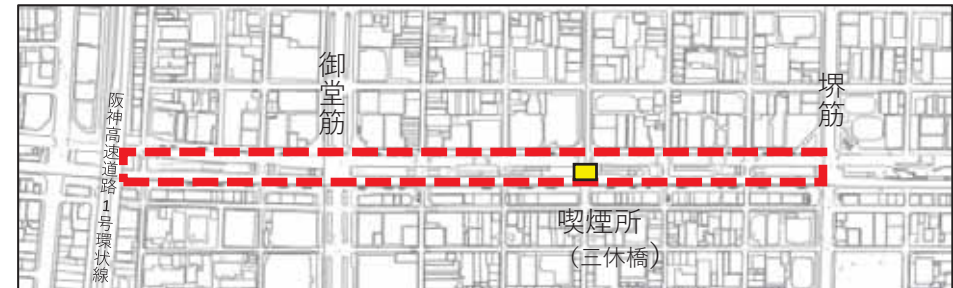
### 【こども本の森中之島周辺地域 禁止地区指定の考え方及び経過】

令和元年11月 決算特別委員会でこども本の森中之島周辺の路上喫煙禁止地区指定について質疑。

### ○ 喫煙設備について

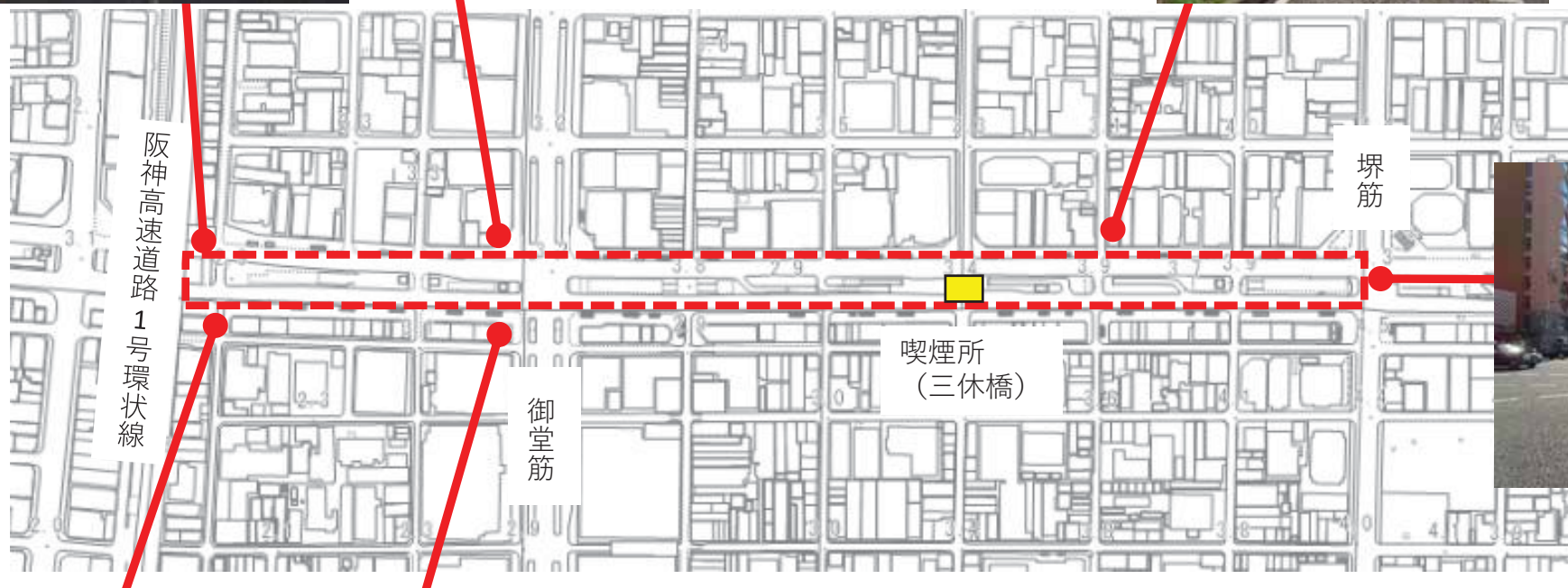
- ・ これまでの委員会での答申においても、新たに禁止地区を指定する際は、喫煙設備を設置するよう提言を受けているが、「長堀通り」については既存の三休橋喫煙所がありその活用で対応可能である。
- ・ 「こども本の森中之島」周辺地域についても近隣の既存の堂島公園喫煙所を活用する。

## 5 路上喫煙禁止地区エリア図（案）





# (参考) 中央区長堀通り地域



# (参考) こども本の森中之島周辺地域 (御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大)

